

## 岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく届出状況（令和8年7月7日現在）

No.	届出日	事業場（業種）	事業場等の所在地	基準に適合しない特定有害物質			備考
				【土壌含有量】	【土壌溶出量】	【地下水】	
1	H30. 2. 15	機械器具卸売業	南区当新田369-7	—	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	—	
2	H31. 3. 5	食料品製造業	北区今保578	—	—	ほう素及びその化合物	
3	R8. 4. 7	廃棄物処理業	中区江並字八割107番 3、108番6、110番 13	鉛及びその化合物	セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 ポリ塩化ビフェニル	—	

(注)

- 1 岡山県環境への負荷の低減に関する条例第65条第1項の規定により、届出があったもの（次の(1)～(3)のいずれかに掲げるものを除く。）について掲載している。
  - (1) 同条例第67条第2項の規定による浄化対策が実施され、かつ完了したもの
  - (2) 土壌汚染対策法第6条第1項の規定により要措置区域に指定されたもの
  - (3) 同法第11条第1項の規定により形質変更時要届出区域に指定されたもの
- 2 上表に掲載後、1(1)～(3)のいずれかに該当した場合は、備考欄にその旨を記載し当該日から起算して30日経過した後に消除する。